省令

○総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）の施行に伴い、並びに技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第三十条第一項、第三十六条の三第一項及び第三十八条第一項の規定に基づき、技術研究組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月一日

総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

技術研究組合法施行規則の一部を改正する省令

技術研究組合法施行規則（平成二十一年厚生労働省、総務省、財務省、文部科学省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（理事会の議事録）	（理事会の議事録）
第十四条　［略］	**第十四条**　［略］
2　［略］	2　［略］
3　理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。	3　理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
一～四　［略］	一～四　［略］
五　次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要	五　次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
イ～ニ　［略］	イ～ニ　［略］
ホ　法第三十六条の二第四項	［新設］
六・七　［略］	六・七　［略］
4　［略］	4　［略］

（役員賠償責任保険契約から除外する保険契約）

第十六条の二　法第三十六条の三第一項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　被保険者に保険者との間で保険契約を締結する組合を含む保険契約であって、当該組合がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該組合に生ずることのある損害を保険者が塡補することを主たる目的として締結されるもの

二　役員が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員に生ずることのある損害（役員がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠ったことによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員に生ずることのある損害を除く。）を保険者が塡補することを目的として締結されるもの

（組合の運営組織の状況に関する事項）

第三十六条　第三十四条第二号に規定する「組合の運営組織の状況に関する事項」は、次に掲げる事項とする。

一・二　［略］

三　役員（直前の通常総会の日の翌日以降に在任していた者であって、当該事業年度の末日までに退任した者を含む。以下同じ。）に関する次に掲げる事項

イ～ハ　［略］

［新設］

（組合の運営組織の状況に関する事項）

第三十六条　第三十四条第二号に規定する「組合の運営組織の状況に関する事項」は、次に掲げる事項とする。

一・二　［略］

三　役員（直前の通常総会の日の翌日以降に在任していた者であって、当該事業年度の末日までに退任した者を含む。以下同じ。）に関する次に掲げる事項

イ～ハ　［略］